

## 通所型サービス

	①現行の介護予防通所介護相当のサービス	②緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）
対象者となる ケースの 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入浴・食事・排泄などに介助を受けるなど身体介護が必要なケース</li> <li>○生活機能を向上させるための専門的な機能訓練が必要なケース</li> <li>○認知症の症状があるなど専門知識に基づく関わりが必要なケース</li> <li>○医療的なケアが必要なケース、病気や状態の観察が必要なケース</li> <li>○制限のある食事が必要なケース</li> <li>○既にサービスを利用しており、サービスを継続して利用する必要があるケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>外出や交流などを主な目的</u>としているケース</li> <li>○入浴、送迎、活動時に<u>見守り程度の援助しか必要としないケース</u></li> </ul>
利用者見込数	260人程度（現在の利用者の約8割が利用見込、新たな利用者5人程度）	110人程度（現在の利用者の約2割が利用見込、新たな利用者70人程度）
介護報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○別紙コード表のとおり</li> <li>○<u>1回当たりの単価に見直し（国が示した上限額に設定）</u></li> <li>○<u>加算の要件、単価は予防給付と同様</u></li> <li>○国保連経由で審査・支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○別紙コード表のとおり</li> <li>○<u>現行相当サービスの8割程度に設定</u></li> <li>○<u>加算の要件、単価は予防給付と同様</u></li> <li>○国保連経由で審査・支払い</li> </ul>
指定基準	現行の介護予防通所介護の基準を準用	人員等を緩和した基準
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者（※1） 常勤・専従1人以上</li> <li>○生活相談員（※2） 専従1人以上</li> <li>○看護職員 専従1人以上</li> <li>○介護職員（※2） 利用者15人まで 専従1人以上 利用者15人超 利用者1人につき専従0.2人以上</li> <li>○機能訓練指導員 1人以上</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能          ※2 生活相談員・介護職員の1人以上は常勤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>管理者（※3） 専従1人以上</u></li> <li>○<u>従事者 利用者15人まで 専従1人以上</u> <u>利用者15人超 上記に加え、1人以上</u> <u>【資格要件：一定の研修受講者（※4）】</u></li> </ul> <p>※3 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能          ※4 <u>一定の研修とは、サービス提供の基本的な考え方や高齢者への理解等の研修（旧訪問介護員養成研修3級程度の研修等）</u></p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食堂及び機能訓練室（3㎡×利用定員 以上）</li> <li>○静養室、相談室、事務室</li> <li>○消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>○必要な設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービスを提供するために必要な場所（<u>3㎡×利用定員 以上</u>）</li> <li>○必要な設備・備品</li> </ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別サービス計画の作成</li> <li>○提供拒否の禁止</li> <li>○秘密保持等</li> <li>○廃止・休止の届出と便宜の提供</li> <li>○運営規程等の説明・同意</li> <li>○従事者の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li>○従事者の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>○従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>○廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>

通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

		①現行の介護予防通所介護相当のサービスと一体的に実施	②緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	<p>■現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者（※1） 常勤・専従1人以上</li> <li>○生活相談員（※2） 専従1人以上</li> <li>○看護職員 専従1人以上</li> <li>○介護職員（※2） 利用者15人まで 専従1人以上 利用者15人超 利用者1人につき専従0.2人以上</li> <li>○機能訓練指導員 1人以上</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員・介護職員の1人以上は常勤</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【例】 利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 介護職員 4人以上</p> </div>	<p>■従事者が専従要件を満たしているとなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者（※1） 常勤・専従1人以上</li> <li>○生活相談員（※2） 専従1人以上</li> <li>○看護職員 専従1人以上</li> <li>○介護職員（※2） 利用者15人まで 専従1人以上 利用者15人超 利用者1人につき専従0.2人以上</li> <li>○機能訓練指導員 1人以上</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員・介護職員の1人以上は常勤</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【例】 利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 介護職員 2人以上＋必要数</p> </div>
	設備	<p>■現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食堂及び機能訓練室（3㎡×利用定員以上）</li> <li>○静養室、相談室、事務室</li> <li>○消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>○必要な設備・備品</li> </ul>	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別サービス計画の作成</li> <li>○運営規程等の説明・同意</li> <li>○提供拒否の禁止</li> <li>○従事者の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>○秘密保持等</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>○廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>	

		①現行の介護予防通所介護相当のサービス	②緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）と一体的に実施
一体的に行う場合の通所型サービスの基準	人員	<p>■現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとなし、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者（※1） 常勤・専従1人以上</li> <li>○生活相談員（※2） 専従1人以上</li> <li>○看護職員 専従1人以上</li> <li>○介護職員（※2） 利用者15人まで 専従1人以上 利用者15人超 利用者1人につき専従0.2人以上</li> <li>○機能訓練指導員 1人以上</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員・介護職員の1人以上は常勤</p>	<p>■従事者が専従要件を満たしているとなし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者（※3） 専従1人以上</li> <li>○従事者 利用者15人まで 専従1人以上 利用者15人超 上記に加え、1人以上</li> </ul> <p>【資格要件：一定の研修受講者】 ※3 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
	設備	<p>■現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食堂及び機能訓練室（3㎡×利用定員以上）</li> <li>○静養室、相談室、事務室</li> <li>○消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>○必要な設備・備品</li> </ul>	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別サービス計画の作成</li> <li>○運営規程等の説明・同意</li> <li>○提供拒否の禁止</li> <li>○従事者の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>○従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>○廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>	